

平成28年9月13日

株 主 各 位

東京都港区高輪二丁目16番41号
株式会社デュアルタップ
代表取締役社長 臼 井 貴 弘

第10回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第10回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の委任状用紙に議案に対する賛否をご表示、ご押印いただき、ご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | | |
|-----------------|---|--|
| 1. 日 | 時 | 平成28年9月29日（木曜日）午後1時 |
| 2. 場 | 所 | 東京都港区高輪二丁目16番41号
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。） |
| 3. 目的事項
報告事項 | | 1. 第10期（平成27年7月1日から平成28年6月30日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第10期（平成27年7月1日から平成28年6月30日まで）計算書類報告の件 |
| 決議事項 | | |
| 第1号議案 | | 剰余金の処分の件 |
| 第2号議案 | | 定款一部変更の件 |
| 第3号議案 | | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件 |
| 第4号議案 | | 監査等委員である取締役4名選任の件 |
| 第5号議案 | | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額決定の件 |
| 第6号議案 | | 監査等委員である取締役の報酬限度額決定の件 |

以 上

~~~~~  
当日ご出席の際は、お手数ながら同封の委任状用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.dualtap.co.jp/>）に掲載させていただきます。

(提供書面)

## 事業報告

(平成27年7月1日から  
平成28年6月30日まで)

### 1. 企業集団の現況

#### (1) 当事業年度の事業の状況

##### ① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用及び所得環境の改善傾向が続くなか、政府の各種政策による景気の下支え効果もあり緩やかな回復基調にあります。しかしながら、金融資本市場の急激な市況変動に加え、アジア新興国や資源国等の景気の下振れが国内景気を下押しするリスクがあり、景気の先行きは不透明感が強まりました。

当社グループの属する不動産業界におきましては、国土交通省の不動産市場動向マンスリーレポート平成28年6月によると南関東圏の不動産価格指数は16ヶ月連続して前年同月を上回り、土地代の上昇が継続しております。また、東京オリンピック開催や震災復興等の影響を受け高騰した建築費は高止まりの傾向にあります。一方で購入需要については、首都圏への人口流入及び単身世帯の増加傾向を背景に、首都圏においては安定した賃貸需要が続いており、低金利の下支えもあって堅調に推移しております。

このような事業環境の中、当社グループは、東京都23区内において自社ブランドマンション「XEBEC（ジーベック）」シリーズの開発に注力し、立地や仕様等の改良を図る等ブランド力の強化を図ると共に、投資家や入居者等様々な顧客に対して多様な価値を提供するよう努めてまいりました。

以上の結果、当連結会計年度は、売上高69億96百万円（前期比16.1%増）、営業利益4億11百万円（同19.4%減）、経常利益3億29百万円（同30.2%減）、親会社株主に帰属する当期純利益2億10百万円（同28.2%減）となりました。

事業別の状況は次のとおりであります。

##### (不動産販売事業)

不動産販売事業においては、自社ブランドマンション「XEBEC（ジーベック）」シリーズの販売を中心に、顧客ニーズに応じて柔軟に中古収益物件の仕入販売を行いました。また、これまで当社の強みであった城南エリアに加え、城北エリア等においても「XEBEC（ジーベック）」シリーズの開発

エリア拡大を図ってまいりました。

以上の結果、売上高59億32百万円（前期比13.1%増）、セグメント利益3億37百万円（同31.4%減）となりました。

（不動産賃貸管理・仲介事業）

不動産賃貸管理事業においては、自社販売物件の管理契約獲得等により管理戸数が増加しております。また、地域の不動産仲介業者と積極的にコミュニケーションを図り、当社賃貸管理物件の認知度を高めるとともに、モデルルームの設置等により入居率の向上に努めてまいりました。不動産仲介事業においては、当社子会社の株式会社Dualtap Property Managementにて、インターネット媒体による賃貸仲介の集客に取り組む一方、売買仲介にも注力し、収益力の拡大を図ってまいりました。

以上の結果、売上高10億13百万円（前期比30.8%増）、セグメント利益42百万円（前期は3百万円）となりました。

（海外不動産事業）

海外不動産事業においては、当社子会社の株式会社Dualtap Internationalにて引続きマレーシア及びシンガポールでの不動産紹介ビジネスを推進する一方、タイでの不動産紹介ビジネスにも取り組み、顧客層の拡大に努めてまいりました。

以上の結果、売上高50百万円（前期は7百万円）、セグメント利益18百万円（前期は0百万円）となりました。

## 事業別売上高

| 事業区分         | 第9期<br>(平成27年6月期)<br>(前連結会計年度) |       | 第10期<br>(平成28年6月期)<br>(当連結会計年度) |       | 前連結会計年度比増減 |       |
|--------------|--------------------------------|-------|---------------------------------|-------|------------|-------|
|              | 金額                             | 構成比   | 金額                              | 構成比   | 金額         | 増減率   |
| 不動産販売事業      | 5,246百万円                       | 87.0% | 5,932百万円                        | 84.8% | 686百万円     | 13.1% |
| 不動産賃貸管理・仲介事業 | 774                            | 12.9  | 1,013                           | 14.5  | 238        | 30.8  |
| 海外不動産事業      | 7                              | 0.1   | 50                              | 0.7   | 42         | 550.3 |
| 合 計          | 6,029                          | 100.0 | 6,996                           | 100.0 | 967        | 16.1  |

## ② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました当社グループの設備投資（仕掛販売用不動産からの振替を含む）の総額は8億68百万円で、その主なものは賃貸用マンションの取得8億38百万円であります。

### ③ 資金調達の状況

当連結会計年度中に、当社グループの所要資金として、金融機関より長期借入金として17億04百万円の調達を行いました。

また、当社グループでは、当連結会計年度におきまして、以下のとおり、社債発行を行い7億67百万円の資金調達を行いました。

## (2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

### ① 企業集団の財産及び損益の状況

| 区 分                      | 第 7 期<br>(平成25年6月期) | 第 8 期<br>(平成26年6月期) | 第 9 期<br>(平成27年6月期) | 第 10 期<br>(当連結会計年度)<br>(平成28年6月期) |
|--------------------------|---------------------|---------------------|---------------------|-----------------------------------|
| 売 上 高 (千円)               | —                   | 4,858,108           | 6,029,097           | 6,996,775                         |
| 経 常 利 益 (千円)             | —                   | 378,298             | 472,453             | 329,801                           |
| 親会社株主に帰属<br>する当期純利益 (千円) | —                   | 174,195             | 293,596             | 210,938                           |
| 1株当たり当期純利益金額 (円)         | —                   | 216.71              | 349.52              | 251.12                            |
| 総 資 産 (千円)               | —                   | 1,775,255           | 3,196,232           | 4,831,152                         |
| 純 資 産 (千円)               | —                   | 414,522             | 708,119             | 919,057                           |
| 1株当たり純資産額 (円)            | —                   | 493.48              | 843.00              | 1,094.12                          |

(注) 1. 当社では、第8期より連結計算書類を作成しております。

2. 平成27年2月12日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っております。なお、第8期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益金額及び1株当たり純資産額を算定しております。

3. 「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日)等の適用により「当期純利益」の科目表示を「親会社株主に帰属する当期純利益」に変更しております。

## ② 当社の財産及び損益の状況

| 区 分              | 第 7 期<br>(平成25年 6 月期) | 第 8 期<br>(平成26年 6 月期) | 第 9 期<br>(平成27年 6 月期) | 第 10 期<br>(当事業年度)<br>(平成28年 6 月期) |
|------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------------------|
| 売 上 高 (千円)       | 3,742,058             | 4,757,746             | 5,967,636             | 6,881,033                         |
| 経 常 利 益 (千円)     | 127,326               | 389,317               | 464,747               | 311,440                           |
| 当 期 純 利 益 (千円)   | 47,046                | 193,468               | 286,231               | 197,810                           |
| 1株当たり当期純利益金額 (円) | 58.81                 | 240.68                | 340.75                | 235.49                            |
| 総 資 産 (千円)       | 1,008,194             | 1,712,933             | 3,121,206             | 4,756,295                         |
| 純 資 産 (千円)       | 201,812               | 411,485               | 697,716               | 895,526                           |
| 1株当たり純資産額 (円)    | 252.27                | 489.86                | 830.61                | 1,066.10                          |

(注) 平成27年 2 月12日付で普通株式 1 株につき100株の株式分割を行っております。なお、第 7 期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1 株当たり当期純利益金額及び 1 株当たり純資産額を算定しております。

## (3) 重要な子会社の状況

| 会 社 名                                                 | 資 本 金   | 当社の議決権比率 | 主 要 な 事 業 内 容                                        |
|-------------------------------------------------------|---------|----------|------------------------------------------------------|
| 株式会社Dualtap<br>P r o p e r t y<br>M a n a g e m e n t | 9,000千円 | 100.0%   | 当社販売物件及び都内物件の不動産賃貸仲介を主に行っております。                      |
| 株式会社Dualtap<br>I n t e r n a t i o n a l              | 9,000   | 100.0    | 当社販売物件を海外投資家に紹介するビジネス及び海外の物件を国内投資家へ紹介するビジネスを行っております。 |

## (4) 対処すべき課題

当社グループの対処すべき課題について、その内容と対処方針等は以下のとおりです。

### 1. 自社開発物件の安定的かつ機動的な仕入体制の構築

東京都心部及びその周辺という限られた範囲での開発は、各社が厳しい競争の中でいかに早く情報収集を行いその情報に対してスピーディーな対応ができるかが重要と考えております。当社グループでは、不動産開発において長年の実績をもつスタッフがトレンドを先読みし、その時代に合ったマンションづくりを心掛けております。

優良な新規物件を安定的に供給していくために、景況感を踏まえた合理的かつ機動的な仕入に努めてまいります。結果として自社ブランドマンシ

ョン「XEBEC（ジーベック）」を安定供給させることが当社グループの成長に結びつくものと考えております。

## 2. 投資用のバリュー確保

当社グループが提供するマンションのほとんどが「ワンルーム型マンション」という理由から、入居される方々が一番重視されるのは利便性であると考え、最寄り駅から徒歩10分圏内を基本とした土地選定を行っております。

また、当社グループではデザイン性や機能性も求められる時代と考えており、いかにして入居される方々のニーズに合った開発が出来るかなど、立地条件や物件のクオリティも意識したマンションづくりを行っております。

さらに、当社グループでは、賃貸契約の専門部署を設置して、最新の入居者情報を確保することによって、サブリース契約及び管理業務受託契約を締結している物件の入居率を高い水準で維持することに努め、投資商品としてのバリューの確保を図ってまいります。

## 3. 財務基盤の維持・拡大

優良な新規物件を安定・継続的に供給していくため、また、顧客資産を長期的に安定サポートしていくために、手許流動性の確保や金融機関との良好な取引関係が最重要課題と考えております。このため、一定の内部留保の確保や様々な金融手法への取組み等、財務基盤の拡充を図ってまいります。

## 4. 内部統制システムの強化

当社グループは、企業として成長過程であることから、新規事業への取組みやより効率的な業務フローの検討が常に社内で行われており、それに伴い内部統制システム整備・構築上の課題が継続的に発生します。当社グループは、監査役監査や内部監査の過程で常に当社グループ内外の状況変化に応じた内部統制システムの仕組みの変更の必要性を検討し、その結果を経営幹部へ速やかに伝達し、対応策の早期構築を促してまいります。

## 5. 少子高齢化に向けた国外投資家開拓への取り組み

少子高齢化により、国内における人口は、現在の1億2千万人から、西暦2060年頃には8千6百万人に減少すると推定されております。このよう

に今後人口が減少することで、国内不動産における余剰化が危惧されております。

当社では、上記の状況に対処するため、国内のみならず、海外諸国の富裕層の投資家ネットワークを開拓し、アジア戦略の拠点づくりに向けた取り組みを推進してまいります。

#### (5) 主要な事業内容（平成28年 6 月30日現在）

| 事業区分         | 事業内容                                                                                                                                                                                                          |
|--------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 不動産販売事業      | 当社の当該事業部門において、東京都心部及びその周辺を中心に主として資産運用を目的とした、自社ブランドマンション「XEBEC（ジーベック）」シリーズの企画、開発を行っており、国内外の個人を主要顧客として販売活動を行っております。                                                                                             |
| 不動産賃貸管理・仲介事業 | 当社の当該事業部門において、自社販売物件を中心にサブリース業務、集金代行業務及び契約管理業務等の賃貸管理業務を行っております。また、当社所有不動産の賃貸事業を行っております。<br>また、当社子会社である株式会社Dualtap Property Managementが、都内において店舗「D-style Plus」を運営し、賃貸住宅をはじめ事務所、店舗等の商業施設などの不動産賃貸仲介業務を主に行っております。 |
| 海外不動産事業      | 当社子会社である株式会社Dualtap Internationalが、当社販売物件を海外投資家に紹介するビジネス及び海外の物件を国内投資家へ紹介するビジネスを行っております。                                                                                                                       |

#### (6) 主要な事業所（平成28年 6 月30日現在）

##### ① 当社

|     |       |
|-----|-------|
| 本 社 | 東京都港区 |
|-----|-------|

##### ② 子会社

|                                 |             |
|---------------------------------|-------------|
| 株式会社Dualtap Property Management | 本社（東京都千代田区） |
| 株式会社Dualtap International       | 本社（東京都港区）   |

(7) 使用人の状況（平成28年6月30日現在）

① 企業集団の使用人の状況

| 事業区分         | 使用人数   | 前連結会計年度末比増減 |
|--------------|--------|-------------|
| 不動産販売事業      | 42（－）名 | －           |
| 不動産賃貸管理・仲介事業 | 9（1）   | －           |
| 海外不動産事業      | 3（－）   | －           |
| 小計           | 54（1）  | －           |
| 全社（共通）       | 11（1）  | －           |
| 合計           | 65（2）  | －           |

- （注） 1．使用人数は就業人員（当社グループからグループ外への出向者は除く。）であり、臨時雇用者数（パートタイマーを含む。）は、年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。
- 2．全社（共通）として記載されている使用人数は、特定の事業に区分できない当社の管理部門に所属しているものであります。
- 3．当期より企業集団の使用人の状況を記載しているため、前期との比較は行っておりません。

② 当社の使用人の状況

| 使用人数   | 前事業年度末比増減 | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|--------|-----------|-------|--------|
| 56（1）名 | 13（－）名増   | 30.1歳 | 2.3年   |

- （注） 1．使用人数は就業人員（当社から当社子会社への出向者を除く。）であり、臨時雇用者数（パートタイマーを含む。）は、年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。
- 2．使用人が前事業年度末に比べて13名増加したのは、業容の拡大に伴うものであります。

(8) 主要な借入先の状況（平成28年6月30日現在）

| 借入先                  | 借入残高      |
|----------------------|-----------|
| 株式会社みずほ銀行            | 663,975千円 |
| 株式会社東日本銀行            | 635,227   |
| ダイヤモンドアセットファイナンス株式会社 | 545,000   |
| 株式会社東京スター銀行          | 299,460   |

#### (9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は平成28年7月21日に東京証券取引所JASDAQ市場へ上場いたしました。

平成18年8月の創業から、約9年11ヶ月という早期での上場を果たすことができたことは、ステークホルダーの皆さまのご支援の賜物です。心からお礼申しあげますとともに、上場会社として相応しい体制整備を行い、更なる事業の成長を通して、ステークホルダーの皆さまのご期待に応えられるような企業となることを目指します。

なお、この株式上場にあたり、平成28年7月20日を払込期日とする公募増資が実行され、また、平成28年8月25日を払込期日とするオーバーアロットメントによる売出しに関連して行う第三者割当増資を実行しております。

## 2. 会社の現況

### (1) 株式の状況（平成28年6月30日現在）

- ① 発行可能株式総数 3,360,000株
- ② 発行済株式の総数 840,000株
- ③ 株主数 10名
- ④ 大株主

| 株 主 名                     | 持 株 数    | 持 株 比 率 |
|---------------------------|----------|---------|
| 株 式 会 社 D i m e n s i o n | 360,000株 | 42.9%   |
| 臼 井 貴 弘                   | 352,000  | 41.9    |
| デュアルタップ従業員持株会             | 48,000   | 5.7     |
| 坂 東 多 美 緒                 | 21,000   | 2.5     |
| 臼 井 英 美                   | 20,000   | 2.4     |
| ラ イ ト 工 業 株 式 会 社         | 10,000   | 1.2     |
| 株 式 会 社 ア セ ッ ト リ ー ド     | 10,000   | 1.2     |
| 株式会社クラフトコーポレーション          | 10,000   | 1.2     |
| 外 山 昭 弘                   | 7,500    | 0.9     |
| 横 井 浩 樹                   | 1,500    | 0.2     |

## (2) 新株予約権等の状況

- ① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

|                        |                   | 第 1 回 新株予約権                               | 第 2 回 新株予約権                                 |
|------------------------|-------------------|-------------------------------------------|---------------------------------------------|
| 発行決議日                  |                   | 平成26年 6 月25日                              | 平成27年 9 月24日                                |
| 新株予約権の数                |                   | 95個                                       | 150個                                        |
| 新株予約権の目的となる株式の種類と数     |                   | 普通株式 9,500株<br>(新株予約権 1 個につき100株)         | 普通株式 15,000株<br>(新株予約権 1 個につき100株)          |
| 新株予約権の払込金額             |                   | 新株予約権と引換えに払い込みは要しない                       | 新株予約権と引換えに払い込みは要しない                         |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 |                   | 新株予約権 1 個当たり<br>40,600円<br>(1 株当たり 406円)  | 新株予約権 1 個当たり<br>151,600円<br>(1 株当たり 1,516円) |
| 権利行使期間                 |                   | 平成28年 7 月 1 日から<br>平成36年 3 月31日まで         | 平成29年10月 1 日から<br>平成38年 3 月31日まで            |
| 行使の条件                  |                   | (注)                                       | (注)                                         |
| 役員<br>の<br>保有状況        | 取締役<br>(社外取締役を除く) | 新株予約権の数 95個<br>目的となる株式数 9,500株<br>保有者数 3名 | 新株予約権の数 125個<br>目的となる株式数 12,500株<br>保有者数 3名 |
|                        | 社外取締役             | 新株予約権の数 一個<br>目的となる株式数 一株<br>保有者数 一名      | 新株予約権の数 一個<br>目的となる株式数 一株<br>保有者数 一名        |
|                        | 監査役               | 新株予約権の数 一個<br>目的となる株式数 一株<br>保有者数 一名      | 新株予約権の数 25個<br>目的となる株式数 2,500株<br>保有者数 3名   |

- (注) 1. 本新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という）が権利行使時においても当社、当社の国内子会社及び海外子会社の取締役、監査役、執行役員又は従業員の地位にあることを条件とする。
2. 新株予約権者の相続人は、本新株予約権を行使することができない。
3. この新株予約権は、新株予約権の目的である株式の時価がこの新株予約権の発行価額とその行使に際して払込みをすべき合計額を下回る場合には、行使することができない。
4. その他の条件については、新株予約権割当契約に定めるところによる。
5. 平成27年 2 月12日付で普通株式 1 株につき100株の株式分割を実施したことに伴い、新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は調整が行われております。

② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

|                        |             | 第 2 回 新 株 予 約 権                              |
|------------------------|-------------|----------------------------------------------|
| 発 行 決 議 日              |             | 平成27年 9 月24日                                 |
| 新 株 予 約 権 の 数          |             | 227個                                         |
| 新株予約権の目的となる株式の種類と数     |             | 普通株式 22,700株<br>(新株予約権 1 個につき 100株)          |
| 新 株 予 約 権 の 払 込 金 額    |             | 新株予約権と引換えに払い込みは要しない                          |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 |             | 新株予約権 1 個当たり 151,600円<br>( 1 株当たり 1,516円)    |
| 権 利 行 使 期 間            |             | 平成29年10月 1 日から<br>平成38年 3 月31日まで             |
| 行 使 の 条 件              |             | (注)                                          |
| 使用人等への<br>交 付 状 況      | 当 社 使 用 人   | 新株予約権の数 198個<br>目的となる株式数 19,800株<br>交付者数 38名 |
|                        | 子会社の役員及び使用人 | 新株予約権の数 29個<br>目的となる株式数 2,900株<br>交付者数 9名    |

- (注) 1. 本新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という）が権利行使時においても当社、当社の国内子会社及び海外子会社の取締役、執行役員又は従業員の地位にあることを条件とする。
2. 新株予約権者の相続人は、本新株予約権を行使することができない。
3. この新株予約権は、新株予約権の目的である株式の時価がこの新株予約権の発行価額とその行使に際して払込みをすべき合計額を下回る場合には、行使することができない。
4. その他の条件については、新株予約権割当契約に定めるところによる。

### (3) 会社役員の状況

#### ① 取締役及び監査役の状況（平成28年6月30日現在）

| 会社における地位      | 氏 名       | 担当及び重要な兼職の状況                                                                                      |
|---------------|-----------|---------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 代 表 取 締 役 社 長 | 臼 井 貴 弘   | 株式会社Dualtap Property Management取締役<br>株式会社Dualtap International取締役                                |
| 専 務 取 締 役     | 坂 東 多 美 緒 | レジデンシャルインベストメント事業部長<br>株式会社Dualtap Property Management代表取締役社長<br>株式会社Dualtap International代表取締役社長 |
| 取 締 役         | 外 山 昭 弘   | 財務経理部長                                                                                            |
| 取 締 役         | 横 井 浩 樹   | 総務部長                                                                                              |
| 取 締 役         | 木 呂 子 義 之 | 弁護士、東京御茶の水総合法律事務所<br>株式会社SHIFT監査役                                                                 |
| 常 勤 監 査 役     | 都 甲 孝 一   |                                                                                                   |
| 監 査 役         | 松 田 秀 正   |                                                                                                   |
| 監 査 役         | 酒 井 康 弘   | 株式会社メディア工房取締役                                                                                     |

- (注) 1. 取締役の木呂子義之氏は、社外取締役であります。
2. 監査役の都甲孝一氏、松田秀正氏及び酒井康弘氏は、いずれも社外監査役であります。
3. 常勤監査役の都甲孝一氏は公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 平成27年9月24日開催の第9回定時株主総会において、木呂子義之氏が取締役に新たに選任され、就任いたしました。
5. 当社は、社外取締役及び社外監査役の全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
6. 当社は執行役員制度を導入しております。取締役兼務者を除く平成28年6月30日現在の執行役員は以下のとおりであります。

| 地 位     | 氏 名     | 担 当    |
|---------|---------|--------|
| 執 行 役 員 | 小 野 裕 章 | 経営企画室長 |

## ② 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）及び監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に規定しており、社外取締役及び監査役との間でそれぞれ責任限定契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

## ③ 取締役及び監査役の報酬等

### イ. 当事業年度に係る報酬等の総額

| 区 分                | 員 数       | 報 酬 等 の 額     |
|--------------------|-----------|---------------|
| 取 締 役<br>(うち社外取締役) | 5名<br>(1) | 131百万円<br>(1) |
| 監 査 役<br>(うち社外監査役) | 3<br>(3)  | 11<br>(11)    |
| 合 計<br>(うち社外役員)    | 8<br>(4)  | 143<br>(13)   |

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬等の額には、取締役賞与として未払金に計上した5百万円を含んでおります。
3. 取締役の報酬限度額は、平成27年9月24日開催の第9回定時株主総会において、年額250百万円以内（うち社外取締役分10百万円）と決議いただいております。
4. 監査役の報酬限度額は、平成26年9月24日開催の第8回定時株主総会において、年額15百万円以内と決議いただいております。

### ロ. 報酬等の内容の決定に関する方針

役員の報酬につきましては、株主総会で承認された報酬総額の範囲内で、各役員の業績貢献度を勘案して決定しております。

## ④ 社外役員に関する事項

### イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役木呂子義之氏は、東京御茶の水総合法律事務所の弁護士及び株式会社SHIFTの社外監査役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・監査役酒井康弘氏は、株式会社メディア工房の取締役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

|               | 出席状況及び発言状況                                                                                                                                                                                                                      |
|---------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取締役 木 呂 子 義 之 | 平成27年9月24日就任以降、当事業年度に開催された取締役会15回のうち15回に出席いたしました。企業法務における豊富な経験と弁護士として培った専門的知識に基づく意見を述べるなど、取締役会において取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するため、必要に応じて助言・提言を行っております。                                                                                 |
| 監査役 都 甲 孝 一   | 当事業年度に開催された取締役会22回のうち22回、監査役会15回のうち15回に出席いたしました。公認会計士としての豊富な監査経験と財務及び会計に関する専門的知識に基づく意見を述べるなど、取締役会において取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するため、必要に応じて助言・提言を行っております。また、監査役会において、重要な審議を行うとともに、会社法改正等に伴う監査役関連規程等の改定やコンプライアンス意識の向上に向けての発言などを行っております。 |
| 監査役 松 田 秀 正   | 当事業年度に開催された取締役会22回のうち22回、監査役会15回のうち15回に出席いたしました。主に企業経営における豊富な経験と幅広い見識に基づく意見を述べるなど、取締役会において取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するため、必要に応じて助言・提言を行っております。また、監査役会において、常勤監査役より監査の遂行状況の報告を受け、必要に応じて意見を述べております。                                       |
| 監査役 酒 井 康 弘   | 当事業年度に開催された取締役会22回のうち22回、監査役会15回のうち15回に出席いたしました。主に企業経営における豊富な経験と幅広い見識に基づく意見を述べるなど、取締役会において取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するため、必要に応じて助言・提言を行っております。また、監査役会において、常勤監査役より監査の遂行状況の報告を受け、必要に応じて意見を述べております。                                       |

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第24条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が3回ありました。

#### (4) 会計監査人の状況

##### ① 名称

新日本有限責任監査法人

##### ② 報酬等の額

|                                     | 報 酬 等 の 額 |
|-------------------------------------|-----------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額                 | 13,200千円  |
| 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 13,200    |

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ①前期の監査実績の分析・評価、②監査計画と実績の対比、③①、②を考慮した新年度の監査計画における監査時間・要員計画及び報酬額の見積りの相当性などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

##### ③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当し、解任が相当と認められる場合には、監査役全員の同意により監査役会が会計監査人を解任いたします。

この場合、監査役会が選任した監査役は、当該解任後最初に招集される株主総会において会計監査人を解任した旨とその理由を報告いたします。

また、会計監査人に適正な監査の遂行に支障をきたす事由が生じたと認められる場合には、監査役会の決定に基づいて会計監査人の解任又は不再任を目的とする議案を株主総会に提出いたします。

### 3. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

#### (1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制  
その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

- ① 当社及び子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - 1) 当社及び子会社からなる企業集団（以下、「当社グループ」という。）は、経営理念の具体的な実現のためには、法令の遵守を行うことがその前提であると考えており、様々な機会を通じて、法令等の遵守を役職員個々に周知徹底する。
  - 2) 当社グループは、経営理念の具体的な実践を果たすため、各役職員の行動指針となる「行動規範」を制定し、各役職員に当該規範の徹底的な遵守を求める。なお、同規範の第1条で、法令遵守の徹底を求めることを規定し、当社グループの断固とした姿勢を伝えている。
  - 3) コンプライアンス管理規程により、当社グループの具体的な取り組みを明らかにしている。
  - 4) 当社は、コンプライアンス委員会の開催（四半期毎）により、組織的な法令遵守体制を確立している。
  - 5) 当社グループは、役職員個々が自身の法令遵守の徹底もしくは部下の監督を行うとともに、法令違反となる行為及び疑義のある行為に対しては対策を講じることとしている。特に影響が大きいと判断される時は、当社取締役会は、全社的に問題を解決するための行動をするものとする。
  - 6) 当社グループは、内部通報制度を定め、役職員がコンプライアンス違反または違反の疑いが強い行為を発見した場合、当該制度に基づき対処することにしており、経営の透明化を図ることに努める。
  - 7) 当社監査役は、取締役による法令もしくは定款に違反する行為を発見した時、またはその恐れがあると認めた時は当社取締役会に報告する等、適切な措置を講じる。
  - 8) 当社グループは、反社会的勢力対策規程を定め、反社会的勢力への対応方針を明確にし、反社会的勢力との関係を断絶する業務運営を行う。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役会議事録のほか、取締役の職務執行にかかる文書を、文書取扱規程に基づき保管し、管理している。

③ 子会社の取締役の職務の執行に係る事項の報告に関する体制

当社は、子会社の事業運営の独立性と自立性を尊重しつつ、子会社の取締役の職務執行の適正を確保するため、「子会社管理規程」に基づき、管理項目ごとに報告等の手続方法を定め、報告を受けることとする。

④ 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- 1) リスク管理については、リスクの種類毎の担当部署にて、規程の制定、マニュアルの作成、研修等を行うものとし、組織横断的リスク状況の管理及び全社的対応は、当社総務部が行うものとする。
- 2) 経営上の重大なリスクへの対応方針その他リスク管理の観点から重要な事項については、当社取締役会において審議する。

⑤ 当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- 1) 当社は、定期的に取り締役会を開催するとともに、常勤取締役、常勤監査役及び必要に応じて参加する役職者をメンバーとする経営会議にて重要事項の協議を行う。
- 2) 当社は、取締役会で決定した事項を毎日実施する朝礼で各従業員に速やかに伝達し、また、会社グループ全体の方針等については全体会議にて伝達することでコミュニケーションの適正化を図ることとしている。これにより各従業員が自身の行動を効果的に統制することが可能となっている。
- 3) 当社取締役会は、全社的な目標として策定する経営計画及び予算等について決議するとともに、その予算達成状況について報告を受ける。
- 4) 当社取締役は、職務権限規程に定めた職務権限表等に基づき、適切に職務を執行する。

⑥ その他当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- 1) 当社は、全体会議等で繰り返し経営理念を役職員に周知徹底し、各部門及び各役職員の業務運営状況を把握する。

- 2) 当社グループは、部門内及び部門間で、フォーマルもしくはインフォーマルを問わず、定期的にもしくは必要に応じ会議を開催し、情報の共有化を通じて管理及び連携を強化する。
- 3) 当社グループは、当社グループの財務報告にかかる内部統制体制を整備し、財務報告の適正性・信頼性を確保する。
- 4) 当社グループは、業務の適正を確保するために、計画的に内部監査を実施する。

⑦ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

当社監査役に求められた場合、当社総務部に監査役の職務を補助する使用人を置くものとする。

⑧ 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

- 1) 前号の使用人は当該業務に従事する場合、同監査役の指示に従い、その職務を行うものとし、当該業務を遂行するために、他の命令系統の指示は仰がない。
- 2) 会社として人事考課を行う際に、当該業務の評価を行うのは監査役であり、同評価は直接、経営者に伝達されるものとする。

⑨ 監査役を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当社は、監査役監査規程を策定し、監査役は監査役スタッフの人事異動、人事評価、懲戒処分等に対して同意権を有している。

また、当該規程に従い、監査役スタッフは監査役からの指示に基づき、社内の重要会議等に参加し、情報の把握を務め、また、監査役の指示に基づき、業務執行部門に対して報告を求めることができるものとする。

⑩ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- 1) 取締役及び使用人（以下、「取締役等」という。）は、監査役からの求めに応じて、取締役会その他監査役の出席する会議において、随時その職務の執行状況の報告を行うものとする。
- 2) 取締役等は、当社に著しい損害を及ぼす事実等、当社に重大な影響を及ぼす事項について、速やかに監査役に報告を行う。

3) 監査役は、業務執行にかかる重要な書類を適宜閲覧するほか、必要に応じて取締役等に対して説明を求めることができる。

⑪ 子会社の取締役及び使用人から報告を受けた者が監査役に報告をするための体制

監査役会は、各子会社から報告を受けた当社取締役及び使用人から報告を求めることができる。また、必要に応じて子会社の取締役及び使用人から直接報告を求めることができる。

さらに、当社内部監査室は各子会社を監査した結果を監査役に定期的に報告するものとする。

⑫ 監査役への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社グループでは、公益通報者保護規程を策定し、当社グループの取締役及び使用人等が社内イントラネット上の「従業員専用相談窓口」等を通じて内部通報を行い、その通報が客観的な根拠に基づき誠意あるものであると判断した場合、当該通報を理由として通報者に対する不利益な取り扱いは行わず、かつ、当該通報行為に対する報復行為や差別行為から通報者を保護するものとする。

⑬ 監査役の職務の執行について生ずる費用又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役会は、職務の遂行上必要と認める費用について、予め予算を計上できるものとする。また、緊急又は臨時に支出した費用については、事後的に会社に請求できるものとする。

⑭ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

1) 監査役は、「監査役監査規程」に基づいた監査を行うとともに、取締役会その他重要な会議への出席、及び内部監査部門・監査法人等との連携を通じ、監査を実効的に行う。

2) 監査役は、独自に意思形成を行うため、監査の実施にあたり必要と認めるときは、自らの判断で、弁護士及び公認会計士等その他の外部専門家の活用を検討する。

## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

当社は、取締役会の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制を整備するために、「コンプライアンス管理規程」第9条（行動規範）を制定し、その内容を具体的に反映した「コンプライアンスガイドライン」を当社グループの役員、執行役員及び従業員に配布しております。当該規範の内容が全社を通じて理解され、日々の行動において遵守されているかどうかについて確認するため、監査役が内部監査部門と連携して定期的に主要部門及び子会社を対象に監査を行いその結果を取締役会に報告いたしました。取締役会は、この報告内容について質疑応答をし、今後とも継続的に「計画・実行・評価・改善」のサイクルに沿って全社の体制の構築と運用を充実させていくことを確認いたしました。

また、基本方針に定めているコンプライアンス委員会を四半期ごとに開催し、全社的なコンプライアンスの取組状況及び当社グループの役員、執行役員及び従業員の研修等の状況、監査役及び内部監査によって指摘された事項に対する各部門の対処の状況等について報告がされました。

各委員からは担当部署におけるコンプライアンス推進活動の状況と結果について報告がされ、これらの結果は各委員から関係部署に説明をし、今後の業務に活かすように取組みました。

# 連結貸借対照表

(平成28年6月30日現在)

(単位：千円)

| 科 目      | 金 額       | 科 目           | 金 額       |
|----------|-----------|---------------|-----------|
| (資産の部)   |           | (負債の部)        |           |
| 流動資産     | 3,355,614 | 流動負債          | 2,284,466 |
| 現金及び預金   | 708,366   | 営業未払金         | 316,405   |
| 営業未収入金   | 1,392     | 短期借入金         | 345,426   |
| 販売用不動産   | 573,691   | 1年内償還予定の社債    | 77,120    |
| 仕掛販売用不動産 | 1,829,071 | 1年内返済予定の長期借入金 | 1,188,291 |
| 前渡金      | 155,319   | リース債務         | 1,850     |
| 未収入金     | 48,180    | 未払金           | 131,903   |
| 繰延税金資産   | 7,570     | 未払法人税等        | 82,552    |
| その他      | 32,044    | 前受金           | 59,529    |
| 貸倒引当金    | △22       | その他           | 81,388    |
| 固定資産     | 1,475,537 | 固定負債          | 1,627,628 |
| 有形固定資産   | 1,363,301 | 社債            | 819,020   |
| 建物及び構築物  | 726,321   | 長期借入金         | 736,371   |
| 土地       | 612,224   | 受入保証金         | 68,127    |
| リース資産    | 3,612     | リース債務         | 2,665     |
| その他      | 21,143    | 繰延税金負債        | 1,002     |
| 無形固定資産   | 6,182     | その他           | 441       |
| ソフトウェア   | 3,676     | 負債合計          | 3,912,094 |
| その他      | 2,505     | (純資産の部)       |           |
| 投資その他の資産 | 106,054   | 株主資本          | 919,057   |
| 差入保証金    | 10,420    | 資本金           | 66,204    |
| 投資有価証券   | 29,000    | 利益剰余金         | 852,853   |
| その他      | 66,633    | 純資産合計         | 919,057   |
| 資産合計     | 4,831,152 | 負債純資産合計       | 4,831,152 |

# 連結損益計算書

(平成27年7月1日から  
平成28年6月30日まで)

(単位：千円)

| 科 目             | 金 額     |           |
|-----------------|---------|-----------|
| 売上高             |         | 6,996,775 |
| 売上原価            |         | 5,635,985 |
| 売上総利益           |         | 1,360,789 |
| 販売費及び一般管理費      |         | 949,416   |
| 営業利益            |         | 411,372   |
| 営業外収益           |         |           |
| 受取利息            | 65      |           |
| 助成金収入           | 16,543  |           |
| その他の            | 249     | 16,858    |
| 営業外費用           |         |           |
| 支払利息            | 63,155  |           |
| 社債発行費           | 17,718  |           |
| 支払手数料           | 11,210  |           |
| その他の            | 6,345   | 98,430    |
| 経常利益            |         | 329,801   |
| 特別損失            |         |           |
| 子会社清算損          | 774     | 774       |
| 税金等調整前当期純利益     |         | 329,027   |
| 法人税、住民税及び事業税    | 116,239 |           |
| 法人税等調整額         | 1,849   | 118,089   |
| 当期純利益           |         | 210,938   |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 |         | 210,938   |

## 連結株主資本等変動計算書

(平成27年7月1日から)  
(平成28年6月30日まで)

(単位：千円)

|                         | 株 主 資 本 |           |         | 純資産合計   |
|-------------------------|---------|-----------|---------|---------|
|                         | 資 本 金   | 利 益 剰 余 金 | 株主資本合計  |         |
| 当 期 首 残 高               | 66,204  | 641,915   | 708,119 | 708,119 |
| 当 期 変 動 額               |         |           |         |         |
| 親会社株主に帰属する<br>当 期 純 利 益 |         | 210,938   | 210,938 | 210,938 |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額(純額) |         |           |         | —       |
| 当 期 変 動 額 合 計           | —       | 210,938   | 210,938 | 210,938 |
| 当 期 末 残 高               | 66,204  | 852,853   | 919,057 | 919,057 |

## 連結注記表

### 1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

#### (1) 連結の範囲に関する事項

##### ① 連結子会社の状況

|             |                                                            |
|-------------|------------------------------------------------------------|
| 連結子会社の数     | 2 社                                                        |
| 主要な連結子会社の名称 | (株)Dualtap Property Management<br>(株)Dualtap International |

##### ② 非連結子会社の状況

|              |                                                                                                                             |
|--------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 主要な非連結子会社の名称 | DUALTAP MALAYSIA SDN. BHD.<br>DUALTAP BUILDING MANAGEMENT SDN. BHD.<br>DUALTAP SINGAPORE PTE. LTD.<br>(株)デュアルタップ合人社ビルマネジメント |
| 連結の範囲から除いた理由 | 非連結子会社の総資産額、売上高、当期純損益及び利益剰余金等のそれぞれの合計額は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。                                                    |

#### (2) 持分法の適用に関する事項

##### ① 持分法を適用した非連結子会社の状況

該当事項はありません。

##### ② 持分法を適用していない非連結子会社の状況

|             |                                                                                                                             |
|-------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 主要な会社等の名称   | DUALTAP MALAYSIA SDN. BHD.<br>DUALTAP BUILDING MANAGEMENT SDN. BHD.<br>DUALTAP SINGAPORE PTE. LTD.<br>(株)デュアルタップ合人社ビルマネジメント |
| 持分法を適用しない理由 | 持分法を適用していない非連結子会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため持分法の適用の範囲から除外しております。  |

#### (3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

たな卸資産

販売用不動産及び仕掛販売用不動産

個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。

ただし、建物（建物附属設備を除く）及び平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備並びに構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 9年～47年

ロ. 無形固定資産（リース資産を除く）

自社利用のソフトウェア

社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

ハ. リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零又は残価保証額とする定額法を採用しております。

③ 繰延資産の処理方法

社債発行費

支払時に全額費用処理する方法を採用しております。

④ 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

⑤ その他連結計算書類の作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。なお、資産に係る控除対象外消費税等のうち、損金不算入額については連結貸借対照表上、投資その他の資産の「その他」に計上し、法人税法の規定に基づき均等償却を行っております。

## 2. 会計方針の変更に関する注記

(企業結合に関する会計基準等の適用)

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日)、「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成25年9月13日)及び「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成25年9月13日)等を当連結会計年度から適用し、当期純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。これによる連結計算書類に与える影響はありません。

(平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用)

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第32号 平成28年6月17日)を当連結会計年度に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

この変更による影響額は軽微であります。

## 3. 表示方法の変更に関する注記

該当事項はありません。

## 4. 連結貸借対照表に関する注記

### (1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

#### ① 担保に供している資産

|          |             |
|----------|-------------|
| 販売用不動産   | 552,858千円   |
| 仕掛販売用不動産 | 1,818,071千円 |
| 建物及び構築物  | 711,404千円   |
| 土地       | 604,980千円   |
| 計        | 3,687,314千円 |

#### ② 担保に係る債務

|               |             |
|---------------|-------------|
| 短期借入金         | 230,000千円   |
| 1年内償還予定の社債    | 60,120千円    |
| 1年内返済予定の長期借入金 | 1,176,904千円 |
| 社債            | 803,020千円   |
| 長期借入金         | 729,031千円   |
| 計             | 2,999,075千円 |

|                    |           |
|--------------------|-----------|
| (2) 有形固定資産の減価償却累計額 | 120,184千円 |
|--------------------|-----------|

(3) 資産の保有目的の変更

前連結会計年度において計上していた下記の有形固定資産を、保有目的の変更により販売用不動産に振替えております。

|         |          |
|---------|----------|
| 建物及び構築物 | 91,995千円 |
| 土地      | 42,185千円 |

前連結会計年度において計上していた下記の仕掛販売用不動産を、保有目的の変更により有形固定資産に振替えております。

|          |           |
|----------|-----------|
| 仕掛販売用不動産 | 438,835千円 |
|----------|-----------|

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数

|      |          |
|------|----------|
| 普通株式 | 840,000株 |
|------|----------|

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

該当事項はありません。

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

| 決議予定                 | 株式の種類 | 配当の原資 | 配当金の総額   | 1株当たり配当額 | 基準日        | 効力発生日      |
|----------------------|-------|-------|----------|----------|------------|------------|
| 平成28年9月29日<br>定時株主総会 | 普通株式  | 利益剰余金 | 25,200千円 | 30円      | 平成28年6月30日 | 平成28年9月30日 |

(3) 当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

該当事項はありません。

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、主に不動産販売事業において商品となる不動産の仕入に必要な資金を銀行借入や社債の発行により調達しております。資金運用については、安全性の高い金融資産（預金等）で運用しております。

② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

借入金及び社債は、主に不動産販売事業において商品となる不動産の仕入に係る資金調達であり、ほとんどが変動金利であるため、金利の変動リスクに晒されております。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ. 市場リスク（金利等の変動リスク）の管理

市場リスク（金利等の変動リスク）に関しては、各金融機関ごとの借入金利及び社債利払いの一覧表を定期的に作成し、借入金利及び社債利払いの変動状況をモニタリングしております。

ロ. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できないリスク）の管理

資金調達に係る流動性リスクについては、資金繰表等により流動性を確保すべく対応しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成28年6月30日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

|                           | 連結貸借対照表計上額<br>(*) | 時 価 ( * )   | 差 額     |
|---------------------------|-------------------|-------------|---------|
| ① 現金及び預金                  | 708,366千円         | 708,366千円   | 一千円     |
| ② 営業未払金                   | (316,405)         | (316,405)   | —       |
| ③ 短期借入金                   | (345,426)         | (345,426)   | —       |
| ④ 長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む） | (1,924,662)       | (1,883,459) | △41,202 |
| ⑤ 社債（1年内償還予定の社債を含む）       | (896,140)         | (897,129)   | 989     |

(\*) 負債に計上されているものについては、( ) で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法ならびに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

① 現金及び預金、② 営業未払金ならびに③ 短期借入金

短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

④ 長期借入金

元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

⑤ 社債

市場価格のあるものは市場価格に基づき、市場価格のないものは、元利金の合計額を当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

| 区分        | 連結貸借対照表計上額 |
|-----------|------------|
| 非上場株式 (※) | 29,000     |

(※) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象としておりません。

(注3) 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

(単位：千円)

|        | 1年以内    | 1年超<br>5年以内 | 5年超<br>10年以内 | 10年超 |
|--------|---------|-------------|--------------|------|
| 現金及び預金 | 708,366 | —           | —            | —    |

(注4) 社債及び借入金の連結決算日後の返済予定額

(単位：千円)

|       | 1年以内      | 1年超<br>2年以内 | 2年超<br>3年以内 | 3年超<br>4年以内 | 4年超<br>5年以内 | 5年超    |
|-------|-----------|-------------|-------------|-------------|-------------|--------|
| 短期借入金 | 345,426   | —           | —           | —           | —           | —      |
| 社債    | 77,120    | 76,120      | 50,120      | 49,080      | 643,700     | —      |
| 長期借入金 | 1,188,291 | 642,854     | 26,556      | 12,515      | 7,736       | 46,710 |

## 7. 賃貸等不動産に関する注記

### (1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社は東京都及び北海道函館市その他の地域において、賃貸用マンション及び賃貸用ホテル施設を有しております。当連結会計年度における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は16,546千円であります。

### (2) 賃貸等不動産の時価に関する事項

| 連結貸借対照表計上額  | 時 価         |
|-------------|-------------|
| 1,053,955千円 | 1,467,183千円 |

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

2. 期末の時価は、主として「不動産鑑定評価基準」に基づく鑑定評価額により算定しております。

## 8. 1株当たり情報に関する注記

- |                |           |
|----------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額  | 1,094円12銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 251円12銭   |

## 9. 重要な後発事象に関する注記

当社は、株式会社東京証券取引所より上場承認を受け、平成28年7月21日をもって同取引所JASDAQ市場に上場いたしました。この株式上場にあたり、平成28年6月16日及び平成28年6月30日開催の取締役会において、下記のとおり新株式の発行を決議し、平成28年7月20日に払込が完了いたしました。

- ① 募集方法：一般募集（ブックビルディング方式による募集）
- ② 発行する株式の種類及び数：普通株式 200,000株
- ③ 発行価格：1株につき 1,110円
- ④ 引受価額：1株につき 1,021.20円
- ⑤ 払込金額：1株につき 858.50円
- ⑥ 資本組入額：1株につき 510.60円
- ⑦ 発行価額の総額： 222,000千円
- ⑧ 資本組入額の総額： 102,120千円
- ⑨ 払込金額の総額： 204,240千円
- ⑩ 払込期日：平成28年7月20日
- ⑪ 資金の使途：不動産販売事業における運転資金として販売用不動産の仕入資金の一部に充当する予定であります。

## 10. その他の注記

該当事項はありません。

# 貸借対照表

(平成28年6月30日現在)

(単位：千円)

| 科 目         | 金 額       | 科 目           | 金 額       |
|-------------|-----------|---------------|-----------|
| (資 産 の 部)   |           | (負 債 の 部)     |           |
| 流 動 資 産     | 3,299,175 | 流 動 負 債       | 2,233,140 |
| 現金及び預金      | 665,470   | 営業未払金         | 316,405   |
| 営業未収入金      | 1,392     | 短期借入金         | 345,426   |
| 販売用不動産      | 573,691   | 1年内償還予定の社債    | 77,120    |
| 仕掛販売用不動産    | 1,829,071 | 1年内返済予定の長期借入金 | 1,188,291 |
| 前 渡 金       | 155,319   | リ ー ス 債 務     | 1,850     |
| 前 払 費 用     | 24,899    | 未 払 金         | 117,727   |
| 短期貸付金       | 25,000    | 未払法人税等        | 76,822    |
| 未 収 入 金     | 38,324    | 前 受 金         | 59,529    |
| 繰延税金資産      | 7,072     | 預 り 金         | 48,832    |
| そ の 他       | 983       | そ の 他         | 1,135     |
| 貸倒引当金       | △22,051   | 固 定 負 債       | 1,627,628 |
| 固 定 資 産     | 1,457,119 | 社 債           | 819,020   |
| 有 形 固 定 資 産 | 1,361,808 | 長 期 借 入 金     | 736,371   |
| 建 物         | 725,777   | 受 入 保 証 金     | 68,127    |
| 構 築 物       | 543       | リ ー ス 債 務     | 2,665     |
| 車両運搬具       | 18,781    | 繰延税金負債        | 1,002     |
| 工具、器具及び備品   | 869       | そ の 他         | 441       |
| 土 地         | 612,224   | 負 債 合 計       | 3,860,768 |
| リ ー ス 資 産   | 3,612     | (純資産の部)       |           |
| 無 形 固 定 資 産 | 6,182     | 株 主 資 本       | 895,526   |
| ソフトウェア      | 3,676     | 資 本 金         | 66,204    |
| そ の 他       | 2,505     | 利 益 剰 余 金     | 829,322   |
| 投資その他の資産    | 89,129    | その他利益剰余金      | 829,322   |
| 関係会社株式      | 14,400    | 特別償却準備金       | 4,509     |
| 会 員 権       | 8,025     | 繰越利益剰余金       | 824,813   |
| 出 資 金       | 200       |               |           |
| 差入保証金       | 8,734     |               |           |
| 保険積立金       | 14,626    |               |           |
| 長期前払費用      | 43,028    |               |           |
| そ の 他       | 115       | 純 資 産 合 計     | 895,526   |
| 資 産 合 計     | 4,756,295 | 負 債 純 資 産 合 計 | 4,756,295 |

# 損 益 計 算 書

(平成27年 7 月 1 日から)  
(平成28年 6 月30日まで)

(単位：千円)

| 科 目                     | 金 額     | 額         |
|-------------------------|---------|-----------|
| 売 上 高                   |         | 6,881,033 |
| 売 上 原 価                 |         | 5,637,134 |
| 売 上 総 利 益               |         | 1,243,899 |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費     |         | 865,691   |
| 営 業 利 益                 |         | 378,208   |
| 営 業 外 収 益               |         |           |
| 受 取 利 息                 | 933     |           |
| 受 取 賃 貸 料               | 3,100   |           |
| 業 務 受 託 手 数 料           | 8,400   |           |
| 助 成 金 収 入               | 16,543  |           |
| 貸 倒 引 当 金 戻 入 額         | 1,461   |           |
| そ の 他                   | 229     | 30,668    |
| 営 業 外 費 用               |         |           |
| 支 払 利 息                 | 50,236  |           |
| 社 債 利 息                 | 12,867  |           |
| 社 債 発 行 費               | 17,718  |           |
| 支 払 手 数 料               | 11,210  |           |
| そ の 他                   | 5,402   | 97,435    |
| 経 常 利 益                 |         | 311,440   |
| 特 別 損 失                 |         |           |
| 子 会 社 清 算 損             | 774     | 774       |
| 税 引 前 当 期 純 利 益         |         | 310,666   |
| 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税 | 111,006 |           |
| 法 人 税 等 調 整 額           | 1,849   | 112,855   |
| 当 期 純 利 益               |         | 197,810   |

## 株主資本等変動計算書

(平成27年7月1日から)  
(平成28年6月30日まで)

(単位：千円)

|                         | 株 主 資 本 |           |          |          |          | 純資産合計    |
|-------------------------|---------|-----------|----------|----------|----------|----------|
|                         | 資 本 金   | 利 益 剰 余 金 |          |          | 株主資本合計   |          |
|                         |         | その他利益剰余金  |          | 利益剰余金合計  |          |          |
|                         |         | 特別償却準備金   | 繰越利益剰余金  |          |          |          |
| 当 期 首 残 高               | 66, 204 | 5, 288    | 626, 223 | 631, 512 | 697, 716 | 697, 716 |
| 当 期 変 動 額               |         |           |          |          |          |          |
| 特別償却準備金<br>の 取 崩        |         | △779      | 779      | —        | —        | —        |
| 当 期 純 利 益               |         |           | 197, 810 | 197, 810 | 197, 810 | 197, 810 |
| 株主資本以外の項目<br>の当期変動額(純額) |         |           |          |          |          | —        |
| 当期変動額合計                 | —       | △779      | 198, 589 | 197, 810 | 197, 810 | 197, 810 |
| 当 期 末 残 高               | 66, 204 | 4, 509    | 824, 813 | 829, 322 | 895, 526 | 895, 526 |

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

##### ① 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式 移動平均法による原価法によっております。

##### ② たな卸資産の評価基準及び評価方法

販売用不動産及び仕掛販売用不動産

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法）を採用しております。

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。

ただし、建物（建物附属設備を除く）及び平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備並びに構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 9年～47年

##### ② 無形固定資産（リース資産を除く）

自社利用のソフトウェア 社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

##### ③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零又は残価保証額とする定額法を採用しております。

#### (3) 繰延資産の処理方法

社債発行費

支払時に全額費用処理する方法を採用しております。

#### (4) 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(5) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。なお、資産に係る控除対象外消費税等のうち、損金不算入額については貸借対照表上、投資その他の資産の「長期前払費用」に計上し、法人税法の規定に基づき均等償却を行っております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用)

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第32号 平成28年6月17日)を当事業年度に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

この変更による影響額は軽微であります。

3. 表示方法の変更に関する注記

該当事項はありません。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産

|          |             |
|----------|-------------|
| 販売用不動産   | 552,858千円   |
| 仕掛販売用不動産 | 1,818,071千円 |
| 建物       | 710,861千円   |
| 構築物      | 543千円       |
| 土地       | 604,980千円   |
| 計        | 3,687,314千円 |

② 担保に係る債務

|               |             |
|---------------|-------------|
| 短期借入金         | 230,000千円   |
| 1年内償還予定の社債    | 60,120千円    |
| 1年内返済予定の長期借入金 | 1,176,904千円 |
| 社債            | 803,020千円   |
| 長期借入金         | 729,031千円   |
| 計             | 2,999,075千円 |

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 118,899千円

(3) 資産の保有目的の変更

前事業年度において計上していた下記の有形固定資産を、保有目的の変更により販売用不動産に振替えております。

|    |          |
|----|----------|
| 建物 | 91,995千円 |
| 土地 | 42,185千円 |

前事業年度において計上していた下記の仕掛販売用不動産を、保有目的の変更により有形固定資産に振替えております。

|          |           |
|----------|-----------|
| 仕掛販売用不動産 | 438,835千円 |
|----------|-----------|

(4) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。

|        |          |
|--------|----------|
| 短期金銭債権 | 32,629千円 |
|--------|----------|

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

|      |         |
|------|---------|
| 売上原価 | 1,148千円 |
|------|---------|

|            |          |
|------------|----------|
| 販売費及び一般管理費 | 26,408千円 |
|------------|----------|

|            |          |
|------------|----------|
| 営業取引以外の取引高 | 12,359千円 |
|------------|----------|

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

該当事項はありません。

7. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

|       |         |
|-------|---------|
| 未払事業税 | 6,044千円 |
|-------|---------|

|       |         |
|-------|---------|
| 貸倒引当金 | 6,747千円 |
|-------|---------|

|        |         |
|--------|---------|
| 関係会社株式 | 2,754千円 |
|--------|---------|

|      |         |
|------|---------|
| 減損損失 | 1,555千円 |
|------|---------|

|     |         |
|-----|---------|
| その他 | 1,085千円 |
|-----|---------|

|          |          |
|----------|----------|
| 繰延税金資産小計 | 18,187千円 |
|----------|----------|

|        |           |
|--------|-----------|
| 評価性引当額 | △10,101千円 |
|--------|-----------|

|          |         |
|----------|---------|
| 繰延税金資産合計 | 8,085千円 |
|----------|---------|

繰延税金負債

|         |          |
|---------|----------|
| 特別償却準備金 | △2,015千円 |
|---------|----------|

|          |          |
|----------|----------|
| 繰延税金負債合計 | △2,015千円 |
|----------|----------|

|               |         |
|---------------|---------|
| 繰延税金資産（負債）の純額 | 6,070千円 |
|---------------|---------|

(2) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」（平成28年法律第13号）が平成28年3月29日に国会で成立したことに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算（ただし平成28年7月1日以降解消されるものに限る。）に使用した法定実効税率は、前事業年度の32.3%から、回収又は支払が見込まれる期間が平成28年7月1日から平成30年6月30日までのものは30.9%、平成30年7月1日以降のものについては30.6%にそれぞれ変更されております。

なお、この税率変更に伴う影響は軽微であります。

8. リースにより使用する固定資産に関する注記

該当事項はありません。

9. 関連当事者との取引に関する注記

該当事項はありません。

10. 1株当たり情報に関する注記

|                |           |
|----------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額  | 1,066円10銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 235円49銭   |

11. 重要な後発事象に関する注記

当社は、株式会社東京証券取引所より上場承認を受け、平成28年7月21日をもって同取引所JASDAQ市場に上場いたしました。この株式上場にあたり、平成28年6月16日及び平成28年6月30日開催の取締役会において、下記のとおり新株式の発行を決議し、平成28年7月20日に払込が完了いたしました。

- ① 募集方法：一般募集（ブックビルディング方式による募集）
- ② 発行する株式の種類及び数：普通株式 200,000株
- ③ 発行価格：1株につき 1,110円
- ④ 引受価額：1株につき 1,021.20円
- ⑤ 払込金額：1株につき 858.50円
- ⑥ 資本組入額：1株につき 510.60円
- ⑦ 発行価額の総額： 222,000千円
- ⑧ 資本組入額の総額： 102,120千円
- ⑨ 払込金額の総額： 204,240千円
- ⑩ 払込期日：平成28年7月20日
- ⑪ 資金の使途：不動産販売事業における運転資金として販売用不動産の仕入資金の一部に充当する予定であります。

## 12. その他

該当事項はありません。

## 連結計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

平成28年8月12日

株式会社デュアルタツプ

取締役会 御中

#### 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士 奥 見 正 浩 ⑩

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士 野 水 善 之 ⑩

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社デュアルタツプの平成27年7月1日から平成28年6月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

#### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針

及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社デュアルトップ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 強調事項

重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は、平成28年6月16日及び平成28年6月30日開催の取締役会において新株式の発行を決議し、平成28年7月20日に払込が完了した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成28年8月12日

株式会社デュアルタップ

取締役会 御中

### 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士 奥 見 正 浩 ⑩

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士 野 水 善 之 ⑩

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社デュアルタップの平成27年7月1日から平成28年6月30日までの第10期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討す

る。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 強調事項

重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は、平成28年6月16日及び平成28年6月30日開催の取締役会において新株式の発行を決議し、平成28年7月20日に払込が完了した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年7月1日から平成28年6月30日までの第10期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年8月12日

株式会社デュアルトップ 監査役会

常勤監査役（社外監査役） 都 甲 孝 一 ⑩

監 査 役（社外監査役） 松 田 秀 正 ⑩

監 査 役（社外監査役） 酒 井 康 弘 ⑩

以 上

## 議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類

議決権の代理行使の勧誘者

株式会社デュアルトップ

代表取締役社長 臼井 貴弘

### 第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

#### 期末配当に関する事項

第10期の期末配当につきましては、当期の業績ならびに今後の事業展開等を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

- (1) 配当財産の種類  
金銭といたします。
- (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額  
当社普通株式1株につき金30円といたしたいと存じます。  
なお、この場合の配当総額は25,200,000円となります。
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日  
平成28年9月30日といたしたく存じます。

### 第2号議案 定款一部変更の件

#### 1. 提案の理由

- (1) 「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）が平成27年5月1日に施行されたことに伴い、新たな機関設計として監査等委員会設置会社制度が導入されました。つきましては、取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることにより、取締役会の監督機能を強化し、更なる監視体制の強化を通じてより一層のコーポレート・ガバナンスの充実を図るため、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行いたしたく、移行に必要な所要の変更を行うものです。
- (2) 取締役が、その期待される役割を十分に発揮できるよう、監査等委員会設置会社への移行に合わせ、責任免除規定を追加するものです。  
なお、本議案につきましては、各監査役の同意を得ております。
- (3) その他、上記の変更に伴う条数等の変更を行うものです。

## 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>第1条～第3条 (条文省略)</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査役</u></p> <p>(3) <u>監査役会</u></p> <p>(4) <u>会計監査人</u></p> <p>第5条～第17条 (条文省略)</p> <p>(員数)</p> <p>第18条 当社の<u>取締役</u>は、7名以内とする。</p> <p>(新 設)</p> <p>(選任方法)</p> <p>第19条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> | <p>第1条～第3条 (現行通り)</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査等委員会</u></p> <p>(3) <u>会計監査人</u></p> <p>(削除)</p> <p>第5条～第17条 (現行通り)</p> <p>(員数)</p> <p>第18条 当社の<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>は、7名以内とする。</p> <p><u>2. 当社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。</u></p> <p>(選任方法)</p> <p>第19条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役を区別して株主総会において選任する。</u></p> <p>2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> |

(下線部分は変更箇所を示しております。)

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                      | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(任期)</p> <p>第20条 <u>取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>2. <u>増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(新 設)</p> | <p>3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p> <p>4. <u>当会社は、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠の監査等委員である取締役を選任することができる。</u></p> <p>5. <u>前項の補欠の監査等委員である取締役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後2年以内に終了する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>(任期)</p> <p>第20条 <u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. <u>増員として選任された取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の任期は、<u>在任取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の任期の満了する時までとする。</p> <p>3. <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> |

(下線部分は変更箇所を示しております。)

| 現 行 定 款                                                                              | 変 更 案                                                                                                                    |
|--------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (新 設)                                                                                | 4. <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u>                                |
| 第21条～第22条 (条文省略)                                                                     | 第21条～第22条 (現行通り)                                                                                                         |
| (取締役会の招集通知)                                                                          | (取締役会の招集通知)                                                                                                              |
| 第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに <u>各取締役及び各監査役</u> に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 | 第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに <u>各取締役</u> に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。                                           |
| 2. <u>取締役及び監査役</u> の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。                           | 2. <u>取締役</u> の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。                                                                    |
| 第24条 (条文省略)                                                                          | 第24条 (現行通り)                                                                                                              |
| (新 設)                                                                                | <u>(重要な業務執行の委任)</u>                                                                                                      |
|                                                                                      | 第25条 <u>取締役会は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役(監査等委員である取締役を除く。)に委任することができる。</u> |
| 第25条 (条文省略)                                                                          | 第26条 (条数繰り下げ、条文は現行通り)                                                                                                    |

(下線部分は変更箇所を示しております。)

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(取締役の報酬等)</p> <p><u>第26条</u> 取締役の報酬、賞与、その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p><br><p>(取締役との責任限定契約)</p> <p><u>第27条</u> (新 設)</p><br><p>当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p><br><p><u>第5章 監査役及び監査役会</u></p><br><p><u>(員数)</u></p> <p><u>第28条</u> 当会社の監査役は、4名以内とする。</p> | <p>(取締役の報酬等)</p> <p><u>第27条</u> 取締役の報酬、賞与、その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役の報酬等とを区別して</u>、株主総会の決議によって定める。</p><br><p>(取締役の責任免除)</p> <p><u>第28条</u> 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役(取締役であつたものを含む。)の同法第423条第1項の賠償責任を、法令の定める限度において、<u>取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p><br><p>(削 除)</p><br><p>(削 除)</p> |

(下線部分は変更箇所を示しております。)

| 現 行 定 款                                                                                                                                                    | 変 更 案 |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|
| <p><u>(選任方法)</u></p> <p>第29条 監査役は、株主総会において選任する。</p> <p>2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p>                             | (削 除) |
| <p><u>(任期)</u></p> <p>第30条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p>     | (削 除) |
| <p><u>(常勤の監査役)</u></p> <p>第31条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選任する。</p>                                                                                              | (削 除) |
| <p><u>(監査役会の招集通知)</u></p> <p>第32条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 監査役全員の同意があるときは、招集の経緯を経ないで監査役会を開催することができる。</p> | (削 除) |

(下線部分は変更箇所を示しております。)

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                              |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(<u>監査役会規程</u>)</p> <p>第33条 <u>監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p> <p>(<u>監査役の報酬等</u>)</p> <p>第34条 <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>(<u>監査役との責任限定契約</u>)</p> <p>第35条 <u>当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> | <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>第5章 <u>監査等委員会</u></p> <p>(<u>監査等委員会の招集</u>)</p> <p>第29条 <u>監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>2. <u>監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p> |

(下線部分は変更箇所を示しております。)

| 現 行 定 款          | 変 更 案                                                                                                                   |
|------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (新 設)            | <u>(監査等委員会の決議方法)</u>                                                                                                    |
|                  | 第30条 <u>監査等委員会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</u>                                          |
| (新 設)            | <u>(常勤の監査等委員)</u>                                                                                                       |
|                  | 第31条 <u>監査等委員会は、その決議によって監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定することができる。</u>                                                               |
| (新 設)            | <u>(監査等委員会規程)</u>                                                                                                       |
|                  | 第32条 <u>監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u>                                                         |
| 第36条～第41条 (条文省略) | 第33条～第38条 (条数繰り上げ、条文は現行通り)                                                                                              |
| (新 設)            | <u>(経過措置)</u>                                                                                                           |
|                  | 附則 <u>第10回定時株主総会終結前の社外監査役(社外監査役であったものを含む。)の行為に関する会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約については、なお、同定時株主総会の決議による変更前の定款第35条の定めるところによる。</u> |

### 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決された場合、当社は監査等委員会設置会社となりますので、取締役5名全員は、定款変更の効力発生をもちまして任期満了となります。

つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名の選任をお願いするものであります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

| 候補者<br>番号 | ふ り が な<br>氏 名<br>(生 年 月 日)         | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重 要 な 兼 職 の 状 況)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 所有する当社の<br>株式数 |
|-----------|-------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 1         | うすい たかひろ<br>氏 白井 貴弘<br>(昭和52年7月23日) | 平成8年5月 (株)光通信入社<br>平成12年5月 (株)フレグインターナショナル入社<br>平成14年12月 同社取締役営業部長<br>平成17年11月 (株)ディー・バイ・エスインターナショナル 設立<br>同社代表取締役社長<br>平成18年8月 当社設立<br>当社代表取締役社長（現任）<br>平成23年5月 (株)D-style（現(株)Dualtap<br>Property Management）設立 同<br>社代表取締役<br>平成24年7月 (株)Duta Pacific Management<br>（現(株)Dualatap<br>International）設立<br>同社取締役（現任）<br>平成26年3月 (株)Dualatap Property<br>Management 取締役（現任）<br>平成27年11月 (株)デュアルタップ合人社ビル<br>マネジメント 取締役（現任） | 352,000株       |

| 候補者<br>番 号 | 氏 名<br>(生 年 月 日)                     | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重 要 な 兼 職 の 状 況)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 所有する当社の<br>株 式 数 |
|------------|--------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------|
| 2          | ばんどう た み お<br>坂東 多美緒<br>(昭和53年5月19日) | <p>平成19年1月 当社入社</p> <p>平成22年8月 当社取締役営業本部長</p> <p>平成24年5月 DUTA PACIFIC MANAGEMENT MALAYSIA SDN. BHD. (現 DUALTAP MALAYSIA SDN. BHD.) Director (現任)</p> <p>平成24年7月 (株)Duta Pacific Management (現(株)Dualtap International)代表取締役社長 (現任)</p> <p>平成25年9月 当社常務取締役レジデンシャルインヴェストメント事業部長</p> <p>平成26年8月 DUALTAP BUILDIND MANAGEMENT SDN. BHD. Director (現任)</p> <p>平成26年9月 当社専務取締役レジデンシャルインヴェストメント事業部長 (現任)</p> <p>平成27年7月 DUALTAP SINGAPORE PTE. LTD. Managing Director (現任)</p> <p>平成27年7月 (株)Dualtap Property Management 代表取締役社長 (現任)</p> | 21,000株          |
| 3          | ふじむら ゆ み<br>藤村 由美<br>(昭和36年1月13日)    | <p>昭和60年2月 (株)アイリス館 入社</p> <p>平成3年6月 井原住販 入社</p> <p>平成8年11月 (株)フレグインターナショナル 入社</p> <p>平成20年7月 (株)デュアルタップ 入社<br/>開発部 部長 (現任)</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | —                |

- (注) 1. 藤村由美氏は、新任の取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者であります。
2. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

#### 第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決された場合、当社は監査等委員会設置会社となりますので、監査役3名全員は、定款変更の効力発生をもちまして任期満了となります。

つきましては、監査等委員である取締役4名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者<br>番号 | ふ り が な<br>氏 名<br>(生 年 月 日)               | 略 歴、当 社 に お け る 地 位<br>(重 要 な 兼 職 の 状 況)                                                                                                                                                                                                                                                          | 所有する当社の株式数 |
|-----------|-------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 1         | と ご う こ う い ち<br>都 甲 孝 一<br>(昭和30年9月27日)  | 昭和53年11月 新和監査法人(現有限責任あずさ監査法人) 入所<br>平成17年5月 同監査法人代表社員(現パートナー) 就任<br>平成26年9月 当社常勤社外監査役(現任)                                                                                                                                                                                                         | —          |
| 2         | ま つ だ ひ で ま さ<br>松 田 秀 正<br>(昭和23年11月12日) | 昭和48年3月 山一証券投資信託販売(株)(現三菱モルガンスタンレー証券(株)) 入社<br>平成9年6月 太平洋証券(株)(現三菱モルガンスタンレー証券(株)) 取締役<br>平成12年4月 つばさ証券(株)(現三菱モルガンスタンレー証券(株)) 執行役員<br>平成15年9月 エース証券(株)東京事業法人 部長<br>平成16年1月 (株)エスグラントコーポレーション 常勤監査役<br>平成20年8月 (株)メールdeギフト 監査役<br>平成24年6月 ユナイテッドワールド証券(株)(現エイト証券(株)) 監査役(現任)<br>平成26年5月 当社社外監査役(現任) | —          |

| 候補者<br>番 号 | 氏 名<br>(生 年 月 日)                    | 略 歴、 当 社 に お け る 地 位<br>( 重 要 な 兼 職 の 状 況 )                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 所有する当社の株式数 |
|------------|-------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 3          | さかい やすひろ<br>酒井 康弘<br>(昭和36年8月20日)   | 昭和60年4月 野村證券(株)入社<br>平成12年12月 第一通信(株)入社<br>平成13年1月 同社取締役<br>平成13年8月 同社常務取締役<br>平成14年1月 (株)リロ・ホールディングス執行役員<br>(株)イー・テレサービス 取締役<br>平成17年5月 (株)メディア工房 入社<br>平成18年11月 同社取締役<br>平成20年1月 イーグルホールディングス(株) 入社<br>平成21年6月 同社取締役<br>平成23年1月 S T 合同会社設立 代表社員<br>平成24年3月 (株)メディア工房 顧問<br>平成24年11月 同社取締役 (現任)<br>平成27年2月 当社社外監査役 (現任)               | —          |
| 4          | きろ こ よしゆき<br>木呂子 義之<br>(昭和41年6月13日) | 平成2年4月 (株)太陽神戸三井銀行(現(株)三井住友銀行) 入行<br>平成16年10月 弁護士登録(第二東京弁護士会) (現職)<br>平成16年10月 高石法律事務所<br>平成18年6月 (株)デジタルアドベンチャー 取締役<br>平成19年7月 ソフトバンク IDC(株) (現(株)IDCフロンティア)<br>法務部長、管理本部副本部長<br>平成21年12月 BizMobile(株) 法務部長<br>平成22年8月 東京御茶の水総合法律事務所 (現任)<br>平成24年11月 (株)SHIFT 監査役 (非常勤) 就任 (現任)<br>平成27年9月 当社社外取締役 (現任)<br>平成27年11月 (株)Syno 取締役 (現任) | —          |

(注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

2. 都甲孝一氏、松田秀正氏、酒井康弘氏及び木呂子義之氏は、監査等委員である社外取締役候補者であります。
- (1) 都甲孝一氏は、公認会計士としての豊富な監査経験と財務及び会計に関する専門的知識に基づき適切に監査を行っていただいております。監査等委員である取締役として適任でありますので選任をお願いするものであります。また、同氏は、社外監査役となること以外の方法で直接会社経営に関与された経験はありませんが、上記理由により、監査等委員である取締役の職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。
- (2) 松田秀正氏は、主に企業経営における幅広い経験と豊富な見識に基づき、適切な監査機能を行っていただいております。監査等委員である取締役として適任でありますので選任をお願いするものであります。
- (3) 酒井康弘氏は、主に金融機関での株式市場に関する専門知識と企業経営における幅広い経験と豊富な見識に基づき、適切な監査機能を行っていただいております。監査等委員である取締役として適任でありますので選任をお願いするものであります。
- (4) 木呂子義之氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務に関する経験が豊富であり、幅広い知見を有していることから、当社の経営の重要事項の決定及び業務執行の監督等に十分な役割を發揮していただけるものと判断し、監査等委員である取締役の選任をお願いするものであります。なお、木呂子義之氏は、弁護士としての専門的な知識・経験等から、当社における内部統制及びコンプライアンスの強化等に適任であると考えております。
3. 当社と都甲孝一氏、松田秀正氏、酒井康弘氏及び木呂子義之氏とは、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。また、各氏の選任が承認された場合には、当社は引き続き同様の契約を締結する予定であります。
4. 都甲孝一氏、松田秀正氏及び酒井康弘氏は、現在、当社の社外監査役であります。監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって都甲孝一氏は2年、松田秀正氏は2年4カ月、酒井康弘氏は1年7カ月、また、木呂子義之氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は1年であります。
5. 当社は、都甲孝一氏、松田秀正氏、酒井康弘氏及び木呂子義之氏の各氏について東京証券取引所に独立役員として届け出ており、本議案が承認され、各氏が選任された場合には改めて各氏を独立役員として届け出る予定であります。

**第5号議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額決定の件  
当社の取締役の報酬限度額は、平成27年9月24日開催の第9回定時株主総会において年額250百万円以内（うち社外取締役分10百万円）とご承認いただき今日に至っておりますが、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決された場合、当社は監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、現在の取締役の報酬限度額に関する定めを廃止し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額を、経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額250百万円以内と定めることとし、各取締役に対する具体的な金額、支給の時期等の決定は取締役会の決議によることとさせていただきたく存じます。

なお、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといいたしたいと存じます。

現在の取締役は5名（うち社外取締役1名）であり、第2号議案「定款一部変更の件」及び第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、3名となります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといいたします。

**第6号議案** 監査等委員である取締役の報酬限度額決定の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決された場合、当社は監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役の報酬限度額を、経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額50百万円以内と定めることとし、各取締役に対する具体的な金額、支給の時期等の決定は監査等委員である取締役の協議によることとさせていただきたく存じます。

第2号議案「定款一部変更の件」及び第4号議案「監査等委員である取締役4名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役は、4名（うち社外取締役4名）となります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといいたします。

以上

メ モ

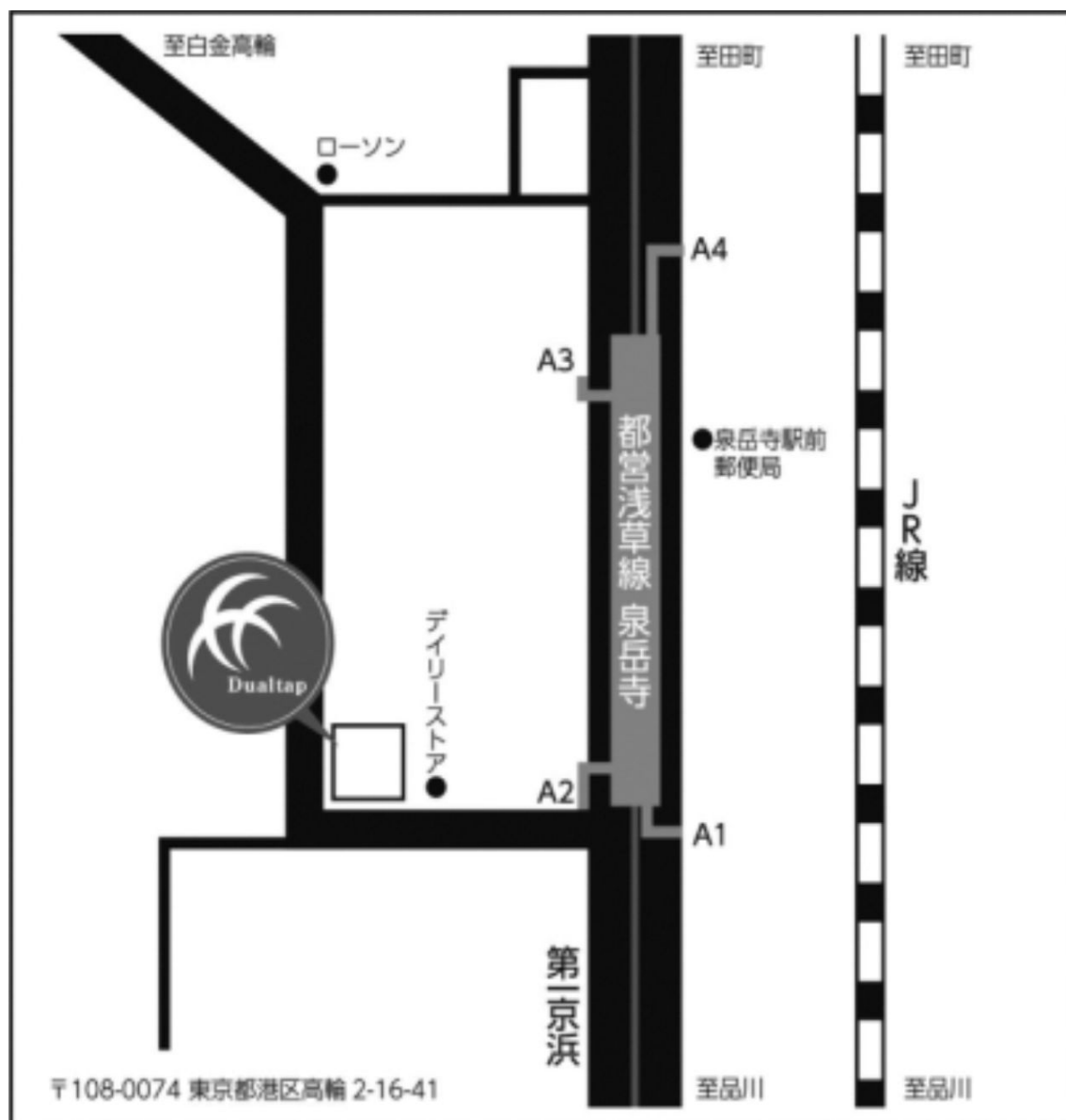
Handwriting practice lines consisting of 18 horizontal dashed lines.

## 株主総会会場ご案内図

会場：東京都港区高輪二丁目16番41号

当社本社 2階 会議室

TEL 03-5795-2323



(交通のご案内)

- 地下鉄：都営浅草線 泉岳寺駅A2出口下車 徒歩1分
- JR：品川駅高輪口（東口）下車 徒歩10分

駐車場のご用意はいたしかねますので、ご来場の際は公共交通機関をご利用下さいますようお願い申し上げます。